

東京都の周産期搬送ルール

① 母体救命搬送システム(スーパー母体搬送)

○ 「母体救命搬送システム対象症例表」に該当する妊産褥婦のみが対象となります

対象症例表に基づき、母体救命搬送システム対象症例(スーパー母体救命)であると判断される場合には、119番通報によるスーパー母体搬送依頼に基づき、都内5か所のスーパー総合周産期センターが必ず受け入れることで、搬送先選定にかかる時間を出来る限り短縮し、迅速に母体の救命処置を行う搬送システムです。

○ 直近の救急医療機関を優先して搬送します

直近の救急医療機関が受け入れ不能で、遠方のスーパー総合周産期センターに搬送が決まった場合には、併行して近隣や搬送途上の医療機関に連絡し、受け入れ可能であれば、そちらに搬送することもあります。

母体救命搬送システム対象症例表

以下の疾患等の妊産褥婦で、緊急に母体救命処置が必要なもの

1. 妊産褥婦の救急疾患合併

- ①脳血管障害 ②急性心疾患(心不全,虚血性心疾患等)
- ③呼吸不全(肺血栓塞栓症,肺水腫,重症気管支喘息等)
- ④重症感染症,敗血症性ショック ⑤重症外傷(交通外傷等), 熱傷
- ⑥多臓器機能障害・不全(肝不全,腎不全,薬物中毒等)

2. 産科救急疾患(重症)

- ①羊水塞栓症 ②子癇, 妊娠高血圧症候群重症型
- ③HELLP症候群, 急性妊娠脂肪肝
- ④出血性ショック(前置癒着胎盤,弛緩出血,重症産道損傷等)
- ⑤産科DIC(常位胎盤早期剥離等)

3. 重篤な症状(診断未確定)

- ①意識障害 ②痙攣発作 ③激しい頭痛 ④激しい胸痛 ⑤激しい腹痛
 - ⑥原因不明のバイタルサイン異常
- 以上を呈し重篤な疾患が疑われる症例

4. その他1~3に準ずるもので緊急に母体救命処置が必要なもの

※ 緊急に母体救命処置が必要な重症度の判断にあたっては、「疾病観察カード」を参考とする。対象は、妊娠初期から産褥入院期間中までの患者

スーパー総合周産期センター

以下の5病院で、当番制により24時間365日必ず受け入れる体制を確保

- 昭和大学病院(品川区)
- 日本赤十字社医療センター(渋谷区)
- 日本大学医学部附属板橋病院(板橋区)
- 都立多摩総合医療センター・小児総合医療センター(府中市)
- 杏林大学医学部附属病院(三鷹市)



② 胎児救急搬送システム

○ 「胎児救急搬送システム対象症例表」に該当する妊婦

対象症例表に基づき、胎児救急対象症例であると判断される場合には、総合周産期母子医療センターを中心に、速やかに母体搬送を受け入れ急速遂娩を行う搬送システムです。

胎児救急搬送システム対象症例表

産科施設等において、胎児の生命に危険が生じている可能性があり速やかに母体搬送及び急速遂娩が必要と判断した場合

- 1. 常位胎盤早期剥離及びその疑いがある場合
 - 2. 早産期に胎児機能不全の徴候がある場合
- (例) 骨盤位の臍帯脱出、重症胎児発育不全

【対象外】

- ・母体救命搬送システム(スーパー母体搬送)対象症例
- ・産科施設等で、母体搬送するよりも自施設のほうが早く分娩でき、その後新生児搬送をするほうが良いと判断した場合

各搬送ブロックの搬送先調整担当

ブロック	担当区域	搬送先調整担当
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	愛育病院、東京大学医学部附属病院
区南部	品川区、大田区	昭和大学病院、東邦大学医療センター大森病院
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	日本赤十字社医療センター
区西部	新宿区、中野区、杉並区	東京女子医科大学病院
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	日本大学医学部附属板橋病院(豊島区は大塚病院)
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	帝京大学医学部附属病院(所在地は板橋区(区西北部))
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	墨東病院
多摩	市町村部	杏林大学医学部附属病院(母体) 多摩総合・小児総合医療センター(新生児)

母体の初診時診断程度(重症度)と搬送イメージ(母体搬送)

